



令和2年度

神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画

令和2年5月

# 目 次

ページ

## I 第4次計画における基本事項

1	計画対象区域	1
2	管理の目標	2
3	区域・エリア別管理方針	2
4	管理事業に関する個別事項	3

## II 令和2年度の事業実施計画

1	個体数調整	5
2	生息環境管理	14
3	被害防除対策	14
4	モニタリング	17
5	その他管理のための必要事項	18

## III 参考資料

19

# I 第4次計画における基本事項

(第4次神奈川県ニホンジカ管理計画：計画期間：平成29年4月1日～平成34年3月31日)

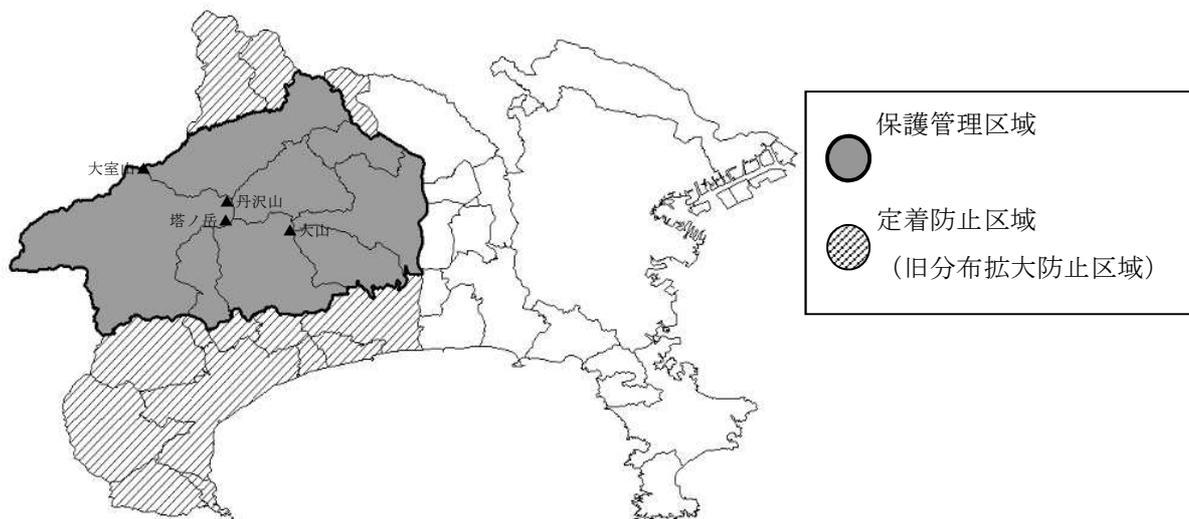
## 1 計画対象区域

### (1) 保護管理区域と定着防止区域

保護管理区域	シカの生息が確認されている丹沢山地を含む8市町村（相模原市（緑区のうち旧津久井町の区域のみ）、秦野市、厚木市、伊勢原市、松田町、山北町、愛川町、清川村）
定着防止区域	上記以外で、シカの生息や目撃情報等が得られている市町

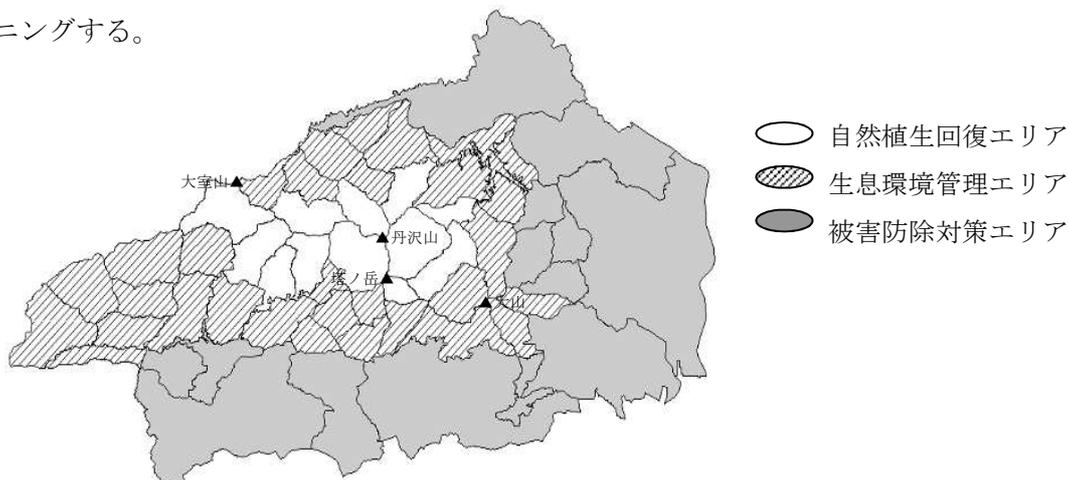
保護管理区域においては、生物多様性の保全と再生、丹沢山地でのシカ地域個体群の安定的存続、農林業被害の軽減を図るための個体数調整、生息環境整備、被害防止対策を実施する。

定着防止区域においては、市町村等地域が主体となって被害防除対策と管理捕獲を実施するとともに箱根山地や小仏山地において、必要に応じて県が管理捕獲を実施する。



### (2) 保護管理区域内のゾーニング

第4次計画においても第3次計画同様に、保護管理区域内の土地利用や被害の状況に応じて、自然植生回復エリア、生息環境管理エリア、被害防除対策エリアの3つのエリアにゾーニングする。



## 2 管理の目標

生物多様性の保全と再生	シカによる過度の利用圧により植生劣化等が生じている地域において、利用圧を軽減して土壌保全や植生回復を図ることで生物多様性を保全・再生する。
丹沢山地でのシカ地域個体群の安定的存続	丹沢山地でシカ地域個体群が絶滅することなく、かつ高密度化による生息環境の劣化等が生じないように安定的に存続させる。
農林業被害の軽減	シカによる農作物被害、造林木被害を軽減する。
丹沢山地以外でのシカ定着の防止	山地におけるシカの増加を抑制し、シカによる森林への影響を未然に防止するとともに、農地周辺におけるシカの定着を防止し農林業被害を軽減する。

## 3 区域・エリア別管理方針

### (1) 自然植生回復エリア（保護管理区域）

自然植生回復エリアは、丹沢大山国定公園特別保護地区を中心に設定している。シカの過度の利用圧による自然植生の劣化が継続していることから、シカの生息密度を低減し、林床植生を早急に回復させることを目標に、県が主体となって管理事業を実施する。

### (2) 生息環境管理エリア（保護管理区域）

生息環境管理エリアは、丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園の特別地域を中心に設定している。シカの主な生息域として位置付け、植生とのバランスを保ちつつシカ個体群を安定的に存続させることを目標に、県が主体となって森林整備等による生息環境整備と個体数調整を連携して実施する。

### (3) 被害防除対策エリア（保護管理区域）

被害防除対策エリアは、保護管理区域のうち自然植生回復エリア及び生息環境管理エリア以外の地域で、農地及び市街地が広がっている。農地周辺でのシカの定着を解消し、農林業被害を軽減することを目標に、市町村等地域が主体となって被害防除対策と個体数調整を中心に実施する。

### (4) 定着防止区域

定着防止区域では、農地周辺でのシカの定着を防止し、農林業被害を軽減することを目標に、市町村等地域が主体となって被害防除対策と管理捕獲を中心に管理事業を実施するとともに、山地におけるシカの増加を抑制し、森林の植生への影響を未然に防止するために、箱根山地や小仏山地において、必要に応じて県が管理捕獲を実施する。

## 4 管理事業に関する個別事項

### (1) 個体数調整の考え方

個体数調整は、県及び市町村等による管理捕獲と、狩猟により実施する。シカによる農林業等の被害を受けている者又は被害を受けている者から依頼された者が個別の被害防止のために行う有害鳥獣捕獲についても管理捕獲として扱うこととする。また、個体数調整を効果的に行うためには、メスジカの捕獲が重要であることから、個体数調整に当たってはメスジカ捕獲を推進する。

第4次計画での各年度の個体数調整の計画は、ベイズ推計（注）による推計結果から得られる個体数の増減傾向を基に、生息密度調査結果や捕獲状況等を勘案して立てる。

この新たな推計方法であるベイズ推計は、毎年度の捕獲数やモニタリング結果を更新することにより、より推計値の精度が挙がって行くため、毎年度の推計に基づいて年度計画を実施していく。

注) ベイズ推計：過年度の捕獲数や生息密度等調査結果から捕獲数と生息密度指標の時間的な変化を記述したモデル（Harvest-based model）により個体数を推計するもの。

### (2) 個体数調整の内容

区域	地域区分	主な個体数調整手法	実施地等	実施主体
保護管理区域	自然植生回復エリア	管理捕獲（自然植生回復） ※高標高山稜部等ではワイルドライフレンジャー（注）による捕獲を推進	主に鳥獣保護区内で自然植生劣化の見られる管理ユニット	県
		狩猟	可猟域（主に猟区）	狩猟者
	生息環境管理エリア	管理捕獲（自然植生回復）	主に鳥獣保護区内で自然植生劣化の見られる管理ユニット	県
		管理捕獲（生息環境整備）	水源林等森林整備実施地及びその周辺域	県
		管理捕獲（被害軽減）	農林業被害地及びその周辺域	市町村等
		管理捕獲（有害鳥獣捕獲）	農林業等被害地でのわな捕獲	被害者
		狩猟	可猟域（主に猟区）	狩猟者
	被害防除対策エリア	管理捕獲（被害軽減）	農林業被害地及びその周辺域	市町村等
		管理捕獲（有害鳥獣捕獲）	農林業等被害地でのわな捕獲	被害者
		狩猟	可猟域（主に猟区以外）	狩猟者

定着防止区域	管理捕獲(森林影響防止)	シカの定着が見られる森林地域 (箱根山地・小仏山地)	県
	管理捕獲(被害軽減)	農林業被害地及びその周辺域 シカ目撃地周辺	市町村等
	管理捕獲(有害鳥獣捕獲)	農林業等被害地でのわな捕獲	被害者
	狩猟	可猟域	狩猟者

注) ワイルドライフレンジャー：野生動物保護管理や狩猟について専門的な知識・能力・技術を有する者。自然環境保全センター野生生物課に派遣職員として配置。

## II 令和2年度の事業実施計画

第4次計画、過年度のモニタリング結果、個体数調整等の実施状況に基づき、令和2年度のニホンジカ管理事業実施計画（以下「実施計画」という）を次のとおり定める。

なお、令和元年度の事業実施状況については、実績値がとりまとまった段階で実施計画（実績編）として別にまとめることとする。

### 1 個体数調整

#### (1) 個体数調整の方針

##### ア 全体の方針

第3次計画に基づく取組により、保護管理区域においては、シカ個体数が減少傾向を示し、一部で植生回復が見られるようになった一方で、依然として丹沢山地全体での植生回復には至っておらず、農林業被害も継続している。

また、定着防止区域では、箱根山地等において、植生退行など森林への影響が懸念される状況となっている。

このため、第4次計画では、県及び市町村が行う管理捕獲及び狩猟を通じて、丹沢山地全体での植生回復に向けてシカの生息や植生の状況に応じた個体数調整を進めるとともに、定着防止区域では、農林業被害を軽減するため、農地周辺でのシカの定着を防止する対策に加え、森林の植生への影響を未然に防止するため、箱根山地等でのシカの増加の防止に取り組む。

##### イ 区域・エリアごとの個体数調整（管理捕獲）の方針

###### (ア) 自然植生回復エリア及び生息環境管理エリア（保護管理区域）

シカの生息密度を低減するため、シカの高密度状態が継続することにより、自然植生が劣化している場所を中心に管理捕獲を実施する。

これまで捕獲難度が高く、捕獲が進まなかった高標高山稜部等では、地形等に応じ、ワイルドライフレンジャーによる忍び猟等による捕獲を重点的に実施する。

シカの高密度化により林床植生の回復が阻害されている森林整備地や阻害される恐れのある森林整備地においては、シカの生息状況や林床植生の状況等のモニタリングを行いながら、計画的に管理捕獲を実施する。

自然植生回復エリア、生息環境管理エリア（自然林）、生息環境管理エリア（森林整備地）のシカが生息する状況の目安は、それぞれ、0～5頭/km<sup>2</sup>、5頭/km<sup>2</sup>、8頭/km<sup>2</sup>程度とする。

###### (イ) 被害防除対策エリア（保護管理区域）

農林業被害の状況に応じて、市町村等が農地や集落の周辺に定着したシカの解消と農林業被害の軽減を目指して管理捕獲を実施する。また、銃器の使用が困難な農地周辺等においてわなを使用した捕獲を推進するとともに、農家等が自らわな捕獲に取り組めるよう、農業従事者の狩猟免許取得や、免許取得者が地域の捕獲の担い手へ定着することを促進する。

### (ウ) 定着防止区域

箱根山地の山稜部では、県内のシカの主な生息地である丹沢山地に比べ生息密度は低い状態であるが、局所的にシカが定着している森林や植生の退行が確認されており、生息数増加により林床植生が衰退する懸念があることから、必要に応じ県が管理捕獲を実施する。

## (2) 個体数調整の計画

### ア 個体数調整の計画の概要

個体数調整は、県及び市町村等による管理捕獲と狩猟により実施する。

保護管理区域の管理捕獲については、県及び市町村が行う管理捕獲における捕獲の実績数を踏まえ、引き続き前年度とほぼ同じレベルの捕獲を進めていくこととする。

定着防止区域では、近年、市町村等による管理捕獲の捕獲数が上昇傾向にあり、過年度の実績も考慮し、一部市町村において、前年度計画より高いレベルの計画数の設定を行った。

狩猟における捕獲頭数については、直近5年間の平均値及び各猟区における計画頭数より算出した。

表Ⅱ-1-1 個体数調整の概要

(単位：頭)

個体数調整手法				R2	R1		H30		H29		H28		H27	
				計画	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	
管理捕獲	保護管理区域	自然植生回復・生息環境整備の基盤づくり(実施主体:県)	民間事業者等委託	185	230	120	230	190	340	221	345	301	375	
			ワイルドライフレンジャー	250	250	255	250	294	220	300	180	300	140	
		計(a)			435	480	375	480	484	560	521	525	601	515
		被害軽減(b) (実施主体:市町村)			1,655	1,685	1,274	1,740	1,348	1,714	1,392	1,510	831	1,340
		有害捕獲(c)			-	-	20	-	20	-	-	-	-	-
	計(a+b+c)			2,090	2,165	1,669	2,220	1,852	2,274	1,913	2,035	1,432	1,755	
	定着防止区域	定着防止(実施主体:県)	民間事業者等委託	15	20	15	20	9	10	7	5	-	-	
			ワイルドライフレンジャー	-	-	15	-	1	-	-	-	-	-	
		計(d)			15	20	30	20	10	10	7	5	-	-
		定着防止(e) (実施主体:市町村)			450	440	319	340	237	300	155	265	111	255
有害捕獲(f)			-	-	0	-	0	-	-	-	-	-		
計(d+e+f)			465	460	349	360	247	310	162	270	111	255		
管理捕獲計(a+b+c+d+e+f)				2,555	2,625	2,018	2,580	2,099	2,584	2,075	2,305	1,543	2,010	
狩猟(g)				717	690	627	690	681	717	776	732	754	715	
県実施合計(a保護管理区域+d定着防止区域) ( )内:民間事業者等委託				450 (200)	500 (250)	405 (135)	500 (250)	494 (199)	570 (350)	-	-	-	-	
合計(a+b+c+d+e+f+g)				3,272	3,315	2,645	3,270	2,780	3,301	2,851	3,037	2,297	2,725	

※有害捕獲は実績数で把握するため計画には含まない。

イ 各市町村ごとの個体数調整の計画

表Ⅱ-1-2 保護管理区域における個体数調整の計画 (単位：頭)

地域等区分 市町村名	管理捕獲				狩 猟 (実施主体:狩猟者)		合 計	
	自然植生回復・生息環境整備の基盤づくり (実施主体:県)		被害軽減 (実施主体:市町村等)		R2 計画	(参考) R1 計画	R2 計画	(参考) R1 計画
	R2 計画	(参考) R1 計画	R2 計画	(参考) R1 計画				
県央地域	20	46	505	505	78	80	603	631
相模原市	0	0	185	185	28	28	213	213
厚木市	10	15	150	150	-	-	160	165
愛川町	0	0	50	50	-	-	50	50
清川村	10	31	120	120	50	52	180	203
湘南地域	55	51	250	280	-	-	305	331
秦野市	45	40	180	180	-	-	225	220
伊勢原市	10	11	70	100	-	-	80	111
県西地域	110	133	900	900	35	22	1,045	1,055
松田町	35	28	150	150	-	-	185	178
山北町	75	105	750	750	35	22	860	877
小計	185	230	1,655	1,685	113	102	1,953	2,017
猟区以外の可猟域	-	-	-	-	538	519	538	519
WLR捕獲	250	250	-	-	-	-	250	250
計	435	480	1,655	1,685	651	621	2,741	2,786
備考	※WLR:ワイルドライフレンジャー		※伊勢原市当初計画数:70頭					

表Ⅱ-1-3 定着防止区域における個体数調整の計画 (単位：頭)

地域等区分 市町村名	管理捕獲				狩 猟 (実施主体:狩猟者)		合 計	
	定着防止 (実施主体:県)		定着防止 (実施主体:市町村等)		R2 計画	(参考) R1 計画	R2 計画	(参考) R1 計画
	R2 計画	(参考) R1 計画	R2 計画	(参考) R1 計画				
県央地域	-	-	120		110	-	120	110
相模原市緑区(藤野、相模湖、城山地区)	-	-	120		110	-	120	110
湘南地域	-	-	-		-	-	-	-
平塚市	-	-	(情報入り次第捕獲)	(情報入り次第捕獲)	-	-	-	-
大磯町	-	-	(情報入り次第捕獲)	(情報入り次第捕獲)	-	-	-	-
二宮町	-	-	(情報入り次第捕獲)	(情報入り次第捕獲)	-	-	-	-
県西地域	15	20	330		340	-	345	330
小田原市	-	-	120		120	-	120	120
南足柄市	-	10	60		60	-	60	70
中井町	-	-	(情報入り次第捕獲)	(情報入り次第捕獲)	-	-	-	-
大井町	-	-	50		70	-	50	70
開成町	-	-	(情報入り次第捕獲)	(情報入り次第捕獲)	-	-	-	-
箱根町	15	10	50		60	-	65	70
真鶴町	-	-	(情報入り次第捕獲)	(情報入り次第捕獲)	-	-	-	-
湯河原町	-	-	50		30	-	50	-
可猟域(狩猟)	-	-	-		-	66	66	69
計	15	20	450		450	66	531	509
備考	※WLR捕獲は実績数で把握するため計画には含まない。		※小田原市当初計画数:60頭 ※南足柄市当初計画数:50頭 ※大井町当初計画数:40頭					

### (3) 管理捕獲

#### ア [自然植生回復・生息環境整備の基盤づくり]を目的とした管理捕獲

丹沢山地の中高標高域において民間事業者等（過年度は県猟友会）への委託とワイルドライフレンジャーによる捕獲によって、自然植生回復と生息環境整備の基盤づくりを目的とする管理捕獲を引き続き実施する。

実施にあたっては、生息密度が高い管理ユニット、捕獲や目撃が多い管理ユニット、これまで捕獲が実施されていない箇所等に重点を置くとともに、目撃効率や捕獲数が落ちてきた管理ユニットについても捕獲圧を維持しながら経過観察し、必要な捕獲を実施する。なお、捕獲計画数については、その年の気象条件やシカ生息状況に左右されることから複数年の捕獲傾向に基づいて検討を行っている。

令和元年 10 月の台風による林道被災のため、捕獲地への移動が困難なユニットについては、今後の林道の復旧状況に応じて実施を検討する。

#### (ア) 実施する主な取組

##### a 安全対策の徹底

管理捕獲実施ごとに、実施前にその箇所での危険箇所、注意事項等を説明し、安全について注意喚起を促すとともに周辺住民、入山者へ周知を行うなど安全対策を徹底する。

##### b 捕獲困難地での捕獲

急峻な地形やアプローチの遠さから、巻狩りによる管理捕獲の実施が困難な高標高の山稜部において、引き続きワイルドライフレンジャー等による捕獲を実施する。

##### c 猟区との連携

シカの生息密度が高い猟区では、その生息状況や森林の下層植生の状況等に留意し、関係者と意見交換を進めながら必要に応じて捕獲等について検討を進める。

##### d より低密度化した状態でのシカ捕獲手法の検討

自然植生回復エリアや生息環境管理エリアにおいて管理捕獲を継続して実施している場所では、シカの生息密度が低下しているため、今後、さらに低密度化した状況にも対応していくために、捕獲方法の検討を進める。

(イ)民間事業者等への委託による管理捕獲

中高標高域のシカ生息密度が高い地域、自然植生の劣化が進んだ地域及び水源林整備地の周辺部等を中心に、猟犬を用いた巻狩り（組猟）による管理捕獲を実施する（表Ⅱ-1-4）。

表Ⅱ-1-4 令和2年度民間事業者等への委託による管理捕獲実施計画

大流域名	管理ユニット	地域区分	捕獲実施場所	
			市町村	場所
中川川 上流	中川川上流A	生息環境管理	山北町中川	大滝沢～箒沢・西沢右岸
	中川川上流B	自然植生回復	山北町中川	白石沢周辺
丹沢湖	丹沢湖B	生息環境管理	山北町中川、世附	丹沢湖北西部
	丹沢湖C	生息環境管理	山北町玄倉	大杉山東面他
丹沢南麓	丹沢南麓B	生息環境管理	松田町寄	秦野峠以東
	丹沢南麓C	生息環境管理	松田町寄	寄沢周辺
	丹沢南麓D	生息環境管理	秦野市堀山下、三廻部	勘七沢・ミヅ沢周辺
	丹沢南麓E	生息環境管理	秦野市堀山下	四十八瀬川周辺
中津川	中津川C	自然植生回復	清川村煤ヶ谷	境沢・大洞沢 唐沢林道周辺
	中津川D	生息環境管理	秦野市寺山	地獄沢周辺
大山・ 秦野	大山・秦野A	生息環境管理	秦野市堀山下	大倉尾根周辺
清川	清川A	生息環境管理	伊勢原市日向	大山東面
	清川B	被害防除対策	厚木市七沢	二の足林道周辺
	清川C	被害防除対策	清川村煤ヶ谷	谷太郎林道周辺
宮ヶ瀬湖	宮ヶ瀬湖B	生息環境管理	清川村宮ヶ瀬	宮ヶ瀬湖東部
箱根町	箱根町	定着防止	箱根町宮城野	宮城野林道

捕獲計画数：保護管理区域＝185頭、定着防止区域（箱根町、灰色塗）＝15頭  
注）林道復旧状況等により、ほかのユニットでも追加実施

(ウ) ワイルドライフレンジャーによる管理捕獲

野生動物保護管理や狩猟について専門的な知識・能力・技術を有する6名のワイルドライフレンジャーが捕獲困難地や捕獲未実施地等を中心に現地条件やシカの生息状況、季節に適した捕獲手法を検討し、実施する(表Ⅱ-1-5)。

表Ⅱ-1-5 令和2年度ワイルドライフレンジャーによる管理捕獲実施計画

管理ユニット	主な捕獲実施地	主な猟法
世附川A	切通峠、山伏峠、大棚ノ頭、一ノ沢～四ノ沢、大棚沢	忍び猟、流し猟
世附川B	菰釣山、大棚ノ頭、金山沢	忍び猟
世附川C	菰釣山、大梅、大界木山、上ヶ尾山、モロクボ沢ノ頭	忍び猟
中川川上流A	畦ヶ丸、大滝峠、善六ノタワ、権現山、鬼石沢	忍び猟、流し猟
中川川上流B	シヤガクチ丸、加入道山、大室山、大杉丸、白石沢	忍び猟、流し猟
中川川上流C	熊笹ノ峰、小笄、石棚山、板小屋沢ノ頭、東沢	忍び猟、流し猟
丹沢中央A	同角ノ頭、石棚山	忍び猟
丹沢中央B	檜洞丸、同角ノ頭、臼ヶ岳、経角沢、ユースン沢	忍び猟(遠距離射撃)
丹沢中央D	蛭ヶ岳、丹沢山、不動ノ峰、塔ノ岳、熊木沢、箒杉沢	忍び猟(遠距離射撃)、追い出し猟
大山秦野A	塔ノ岳、金冷シ、花立、木の又大日、政次郎尾根	忍び猟
大山秦野B	三ノ塔、菩提峠、イタツミ尾根	忍び猟
大山秦野C	大山	忍び猟
神ノ川D	大室山	忍び猟
神ノ川E	檜洞丸、熊笹ノ峰、ヤタ尾根、大笄、神ノ川乗越	忍び猟
丹沢南麓A	ブツヅエ平、秦野峠、秦野峠林道	忍び猟、流し猟
丹沢南麓B	檜岳、伊勢沢ノ頭、秦野峠林道	忍び猟、流し猟
丹沢南麓C	檜岳、雨山、鍋割峠、後沢乗越	忍び猟
丹沢南麓D	鍋割山、マルガヤ、小丸尾根、大倉尾根	忍び猟
丹沢南麓E	栲山、稲郷、三廻部林道、上秦野林道	忍び猟、少人数猟犬巻狩り、流し猟
早戸川D	蛭ヶ岳、地蔵平	忍び猟
中津川B	新大日、木ノ又大日、塔ノ岳、竜ヶ馬場、キュウハ沢	忍び猟
中津川C	行者ヶ岳、鳥尾山、タライゴヤ沢、長尾根、大洞	忍び猟、流し猟
中津川D	二ノ塔、三ノ頭、大山、地獄沢	忍び猟、流し猟
中津川E	大山、ミズヒノ頭、一ノ沢峠、唐沢林道	忍び猟、流し猟
箱根	宮城野林道	忍び猟
南足柄	桧山林道	忍び猟
捕獲計画数:250頭		

捕獲計画数：保護管理区域＝250頭、定着防止区域(箱根町・南足柄市、灰色塗)＝実績値

注) 捕獲を実施する管理ユニットは、関係機関等との調整により変更の可能性あり。

注) 定着防止区域(箱根町、南足柄市)の計画は実績値とし、計画数に含めない。

## イ [農林業被害軽減]を目的とした管理捕獲

保護管理区域の被害防除対策エリアを中心に、農林業被害の状況に応じて、農地周辺域に定着した個体から優先的に本計画に基づいて市町村等が実施する（表Ⅱ-1-6）。

表Ⅱ-1-6 保護管理区域（被害防除対策エリア）における市町村主体の取組計画

地域	市町村	主な計画
県央	相模原市緑区 (津久井地区)	・ 国有林（仙洞寺山・茨菰山・小倉山）内も含めた管理捕獲
	厚木市	・ 捕獲奨励金を活用したわな捕獲を継続
	愛川町	・ 銃器を使用できない場所でのくくりわな捕獲の実施 ・ 猟期中の保護区内での管理捕獲実施
	清川村	・ 通年で管理捕獲を実施（継続） ・ 猟期中の保護区内での管理捕獲実施 ・ 夏季のわな猟による捕獲の推進
湘南	秦野市	・ 農協主催によるわな等捕獲技術講習会を実施するとともに、農業者によるわな猟免許取得と農地におけるわな捕獲を推進 ・ 市街地内緑地でのわな捕獲を引き続き実施 ・ 捕獲圧が低い場所において実施隊による重点的な捕獲を実施
	伊勢原市	・ 積極的な管理捕獲を実施
県西	松田町	・ 捕獲奨励金制度を活用した捕獲の継続 ・ 狩猟免許の取得に関する経費に対し補助金を交付
	山北町	・ 被害が多い時期に集中的に捕獲を実施 ・ 捕獲奨励金を活用した捕獲を継続し、今後も捕獲圧強化を図る。

## ウ [定着防止]を目的とした管理捕獲

定着防止区域において、農林業被害等の拡大を予防する観点から、被害地の状況に応じて、本計画に基づいて市町村等が実施する（表Ⅱ-1-7）。近年、捕獲数が上昇傾向となっている市町もあり、相模原市、小田原市、南足柄市、湯河原町においては、過年度の実績も考慮し、前年度計画（当初）より高いレベルの計画数の設定を行った。

また、シカの定着と生息数の増加が懸念される箱根山地の山稜部の捕獲空白域においては、県が実施主体となって委託による管理捕獲を実施する。令和2年度の計画頭数は、15頭（R1計画20頭）とする（表Ⅱ-1-4）。南足柄市については、令和元年10月の台風による林道被災のため計画数を設定しない。併せて、ワイルドライフレンジャーによる捕獲も実施する（表Ⅱ-1-5）。

表Ⅱ-1-7 定着防止区域における市町村主体の取組計画

地域	市町村	主な計画
県央	相模原市緑区 城山地区、相模湖地区、藤野地区	・ 国有林（小倉山・谷山）での管理捕獲を今後も継続
湘南	平塚市、大磯町、二宮町	・ イノシシの有害捕獲時にあわせてシカ捕獲を実施



(5) 個体数調整の担い手の育成

農業被害軽減のため農業従事者等のわな等の狩猟免許取得を促進する。

また、個体数調整の担い手育成を図るために、免許取得者で狩猟経験が無い、又は少ない者を対象に、捕獲の現場を体験する研修会を「ハンター塾 2ndステージ」として開催する。

(6) 捕獲個体の処理

管理捕獲による捕獲個体の処理に関しては、埋設や持ち帰り等適切な処分を行う。捕獲個体の情報収集のために必要な部位の計測、年齢や栄養状態等を知るための試料のサンプリングを行うほか、シカ保護管理のための基礎データの作成等、有効活用を図る。

狩猟で捕獲した個体に関しては、外部計測と体重測定、第1切歯の採取について狩猟者に協力を求める。

(7) 個体数調整スケジュール

管理捕獲（植生回復・生息環境整備の基盤づくり）のうち、民間事業者等への委託による捕獲は、シカの生息状況や天候を考慮し、平成30年度に引き続き、5月から実施することとする。

管理捕獲（被害軽減、定着防止）及び狩猟については、下表のとおり（表Ⅱ-1-9）。

表Ⅱ-1-9 個体数調整スケジュール

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
管理捕獲 (植生回復・ 生息環境)		←→				※ ←						→
	←											→
管理捕獲 (被害軽減・定着防止)	←											→
狩 猟								←←	←→	→		→

山北町三保猟区 10/15～3/15      山北町世附猟区 10/15～3/15  
 相模原市鳥屋猟区 11/15～2 末日      清川村清川村猟区 11/15～2/末日      その他の狩猟可能区域は 11/15～2 月末日

※狩猟期間中における、猟区に隣接する箇所での管理捕獲は猟区の開猟日以外に実施する。

## 2 生息環境管理

### (1) 生息環境整備

#### ア 水源の森林づくり事業

保護管理区域内の水源林において、水源かん養機能の維持、増進を目的として、シカの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、植生保護柵設置等の森林整備を行い、林床植生の回復、混交林化等を図る。

森林整備の実施にあたっては、シカの捕獲状況や生息密度、林床植生等のモニタリング結果を情報共有するとともに、モノレール利用等を含めてシカの個体数調整と連携を引き続き進める。

#### イ 県営林整備事業

保護管理区域内の県営林において、第12次神奈川県県営林経営計画に基づいて、シカの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、土壌保全工等の森林整備を行い、林床植生の回復を図る。

また、県有林内で新たに実施する高標高域の人工林の土壌保全対策事業において、森林整備とシカの個体数調整との連携を進める。

### (2) 植生保護対策

自然公園事業をはじめとする各種事業により、保護管理区域内の丹沢主稜部等においてシカの利用圧から林床植生を保護する柵等を設置し、自然植生の保護及び土壌の保全を図る。また、植生保護柵の設置とシカの個体数調整との連携を進める。

## 3 被害防除対策

### (1) 市町村主体の取組計画

各市町村において、防護柵、電気柵等の設置や補修、設置に係る補助、取り残し農作物の除去等の取組を進める。

(表Ⅱ-3-1、表Ⅱ-3-2)

### (2) 地域ぐるみ対策の支援

鳥獣被害対策は、集落環境整備、被害防護対策及び鳥獣の捕獲の3つの基本対策を、地域が一体となって取り組む「地域ぐるみの対策」が効果的であることが判明している。

こうした取組を広げていくため、広域的な観点から地域の取組を支援し、支援体制を集約して鳥獣被害対策の高い専門性を持つ「かながわ鳥獣被害対策支援センター」を設置した。今後も市町村や関係機関と連携して効果的な対策の提案、技術支援、効果検証などの支援を行っていく。

### (3) 広域柵の開口部対策と防護柵設置

広域柵の開口部や破損部が農林業被害につながるため、今後とも柵の補修や開口部の改良等に努めるほか、開口部付近にわなを設置することで、被害の軽減を図るものとする。

表Ⅱ-3-1 保護管理区域における市町村主体の取組計画

地域	市町村	前年度の課題等	主な取組
県央	相模原市緑区 (津久井地区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域獣害防止柵開口部からの侵入による被害が発生</li> <li>・被害報告の提出が少なく正確な被害状況の把握ができていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵の破損個所の補修、簡易防護柵の新設</li> </ul>
	厚木市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林縁部の畑や住宅の庭の果実、野菜が誘引原因になっている。</li> <li>・防護柵未設置個所での被害が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会による巡回</li> <li>・防護柵（電気柵）周辺の除草等の維持管理</li> <li>・防護柵設置に対する補助事業の継続</li> <li>・農作物の早期収穫及び取り残し農作物の除去（農協機関誌で啓発）</li> </ul>
	愛川町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いまだ鳥獣による農作物被害報告が少なく被害実態の把握が難しい。</li> <li>・河川に潜んでいる個体について、被害状況に応じて追払いの実施が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域獣害防止電気柵の管理について地域との合意形成が進んでいない地域については引き続き座談会などを開催し、合意形成に努める。</li> <li>・被害情報の収集について被害調査用紙の回収率を高めるための仕組みを地域農協と検討</li> <li>・河川に潜んでいる個体について実施隊による定期的な追払いを実施</li> </ul>
	清川村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域獣害防止柵の破損箇所からの侵入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域獣害防止柵の定期的な巡回、補修</li> <li>・電気柵、防護ネット等の補助制度のさらなる周知</li> </ul>
湘南	秦野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林道や沢等の広域獣害防止柵開口部からの侵入が継続しており、引き続き開口部における対策が必要</li> <li>・放棄果樹園等が誘引の原因となっているが、地権者による管理が長年されていないため地域で解消する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域獣害防止柵について点検補修を実施し、機能維持を図る。</li> <li>・荒廃遊休農地の環境整備を促進するため、土地所有者に対する管理指導に努める。</li> <li>・地域の生産者らに対し残さの適正管理を指導し、自己防衛方法等について啓発する。</li> </ul>
	伊勢原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜残さ、放棄果樹、田んぼのひこばえ等がシカの誘引となっている。</li> <li>・防護柵が未設置の農地で被害が増加している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜や果樹の適期収穫、未収穫農産物の処分、廃棄農作物の処理を周知徹底</li> <li>・関係機関、関係団体との連携により緩衝帯整備、荒廃地の整備を実施</li> <li>・「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し広域防護柵を設置を推進</li> </ul>
県西	松田町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵の管理並びに農道、沢等の開口部の対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域獣害防止柵の維持管理の徹底及び修復困難箇所の対策を検討</li> <li>・農作物等の被害届の提出について町施設、HP等で周知</li> </ul>
	山北町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私設の簡易柵について、管理徹底の周知が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私設柵等の補修管理等、農地管理者の管理徹底</li> <li>・私設柵設置の推進及び設置技術の指導と助言を継続</li> <li>・川西（嵐）地区の広域獣害防止柵の新設継続</li> </ul>

表Ⅱ-3-2 定着防止区域における市町村主体の取組計画

地域	市町村	前年度の課題等	主な取組
県央	相模原市緑区 (城山地区、 相模湖地区、 藤野地区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害報告の提出が少なく、正確な被害状況の把握ができていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵の破損個所の補修、簡易防護柵新設</li> </ul>
湘南	平塚市	<ul style="list-style-type: none"> <li>農家による自主防除の取組及び地域ぐるみの取組を一層拡大していく必要がある。</li> <li>耕作放棄地の解消や緩衝帯の設置を今後も推進してゆく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵や電気柵の設置に対して補助</li> <li>「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し、広域防護柵を設置</li> <li>講習会の開催、緩衝帯の整備等により鳥獣を引き寄せない環境の整備を進める。</li> </ul>
	大磯町	<ul style="list-style-type: none"> <li>正しい知識が、地域に十分に普及していない。</li> <li>被害調査が現状を反映できておらず、調査方法の改善が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害防除資材の購入費用の助成を強化</li> <li>正しい知識を地域に普及させるため講習会(座学、実習、ワークショップ等)を継続的に実施</li> <li>被害調査の手法改善を関係機関と図る。</li> </ul>
湘南	二宮町	<ul style="list-style-type: none"> <li>シカによる農作物被害は報告されていないが、被害がイノシシによるものかシカによるものかの区別が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>センサーカメラにより被害状況を把握</li> <li>目撃情報を提供するよう農業者、自治会、狩猟者等に対し周知</li> </ul>
県西	南足柄市	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵が未設置の農地で被害が増加している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存のシカ侵入防止柵の維持管理の徹底</li> <li>防護柵を1,500m設置予定</li> </ul>
	大井町	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵が未設置の農地で被害が増加している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵設置への補助を継続</li> </ul>
	小田原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業者の高齢化や後継者不足等による耕作放棄地がある。</li> <li>林地において被害が発生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>シカによる植生衰退、被害状況等を市民等に周知</li> <li>林地等、生息が考えられる地域でセンサーカメラでの生息状況調査を実施</li> </ul>
	箱根町	<ul style="list-style-type: none"> <li>目撃情報が相次いでおり、シカの生息数の増加が懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>猟友会箱根支部と職員により痕跡等の生息状況調査を継続</li> </ul>
	真鶴町、湯河原町、中井町	<ul style="list-style-type: none"> <li>顕著な農作物への被害は報告されていないが、目撃情報等はある、今後の生息数の増加が懸念される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業者等、自治会等に目撃情報を提供するよう周知</li> </ul>

## 4 モニタリング

個体数調整及び生息環境整備の事業の効果を把握し、管理計画の評価と見直しに資するため、シカ個体群とその生息環境に関するモニタリングを実施する。（表Ⅱ-4-1）。

また、農家等からの被害報告に基づき、被害面積等を把握する農林業被害状況調査を実施する。モニタリングで得た情報は、神奈川県鳥獣総合対策協議会及び神奈川県ニホンジカ保護管理検討委員会において科学的に評価し、効果的な管理事業の実施に活用するほか、必要に応じて計画及び事業の見直しの検討を行う。

### （1）生息状況等調査

区画法、糞塊法による個体数調査と解析を実施するとともに、行動特性調査として GPS 首輪の装着と行動追跡・解析を行う。

また、猟犬を使った巻狩り（組猟）による管理捕獲時において、捕獲・目撃情報をタツマ毎に空間的に把握するために、捕獲従事者が地図に記載した捕獲情報を収集する。

管理捕獲（自然植生回復・生息環境整備の基盤づくり）で捕獲した個体については、外部計測と体重測定を行うとともに、第1切歯を採取して年齢を査定し、年齢・性別毎の個体分析を行い、個体の質を把握する。

### （2）生息環境調査

平成 28 年度までの各調査（シカ植生定点、シカ森林一体的管理植生定点、水源林植生定点）のモニタリング地点を調査地の重複や林相、柵の有無、継続の必要性などを考慮し、統合と整理をはかり、「シカ植生定点調査」（広葉樹林）は 71 地点、「水源林植生定点調査」（スギ、ヒノキ人工林主体）は 23 地点として、他の地点では必要な際に調査することとした。調査は 5 年間隔で実施することを基本とする。なお、「水源林植生定点調査」では林床植生の調査に加えて毎木調査を実施して、林分構造の変化を把握していく。また、「シカ植生定点調査」では今後も小仏や箱根地域において新たな調査地点を追加することを検討する。

さらに、箱根地域においては、シカによる植生への影響を把握するため、環境省による植被率等の柵内外の植生調査も実施されており、関係機関間でモニタリング結果を共有し、対策の連携・協力を図っていく。

表Ⅱ-4-1 モニタリング項目

項目		内容		調査箇所・時期等
生 息 状 況 等 調 査	分布調査	目撃情報の収集等によりシカの分布情報を把握		主として定着防止区域【通年】
	生息状況等調査	生息密度調査	区画法により生息密度を調査	主として保護管理区域、水源林【晩秋～冬季】
		糞塊密度調査	糞塊密度法により生息動向を調査	保護管理区域・定着防止区域【晩秋】
		カメラセンサス	自動撮影カメラにより生息状況を調査	保護管理区域 定着防止区域【通年】
	捕獲効率調査	シカの生息状況を多角的に検討するため、管理捕獲効率を調査		捕獲実施時等による情報収集

項目		内容		調査箇所・時期等
個 体 群 調 査	生息状況 等調査	行動域 調査	シカにGPS首輪を装着し、行動 特性や捕獲による影響などを調 査	主として保護管理区域 【GPS装着完了後 通年】
		捕獲個体 の調査	捕獲個体の計測や切歯、腎臓等 のサンプルから、各種計測値の 経年変化、妊娠率の変化を把握	捕獲実施時等による情報収 集、サンプル採取
		個体群動 態の推定	生息状況や捕獲状況等のデータ に基づく個体群動態の推定	保護管理計画対象区域の全域
生 息 環 境 調 査	植生定点 調査	シカ捕獲による植生の回復を把握するた め、植生保護柵内外の植生を調査	自然林 (柵内外) 【夏季】	
	水源林植 生定点調 査	人工林において、森林整備による植生回復 の効果を検証(一部でシカ捕獲による効果 も含)	水源林 【夏季】	

## 5 その他管理のための必要事項

### (1) 計画の実施体制

計画の実施にあたっては、県、市町村、農林業団体、狩猟者団体、農業者、地域住民、自然保護団体等により連携しながら行う。

県は、各地域、団体の主体的な取組に対して財政的支援や技術的支援を行うとともに、各地域県政総合センターに設置されている地域鳥獣対策協議会において、広域的な個体数調整や被害防除等の対策の連携及び体制整備について検討を進める。

また、担い手育成の取組として、県では、猟区等を活用した実猟体験などの研修や国有林野関係職員による有害捕獲の従事者育成を目的とした研修を引き続き実施する。その他、各猟区、猟友会においても実猟実習、解体実習等を行う。

### (2) 普及啓発活動

県は適正なシカ管理を推進するために、シカに関する問題や対策の必要性、シカ管理の考え方、目標、取組の状況などについて、広報と普及啓発を行うことにより、県民の理解を深め、対策への協力が得られるように努める。

### (3) 隣接都県等との連携

山静東神ニホンジカ・ニホンザル等情報交換会などを通して、隣接都県と生息状況、被害状況、捕獲状況等についての情報交換や研究協力を行う。

また、箱根地域については、「富士箱根伊豆国立公園箱根地域生態系維持回復事業ニホンジカ管理実施計画」に基づき、環境省、県及び箱根町の連携・協力体制を強化する。

#### (4) 市街地出沒への対応

近年、ニホンジカ・イノシシの市街地への出沒による人身被害等が問題となっており、今後も被害の継続、増加が懸念されるため、関係機関と対応方針を共有し、連携強化を図っていく。

### III 参考資料

#### ○管理ユニット位置とエリア区分



\*一点破線は、市町村界

\*市町村名とユニット名は一致しない ( ) は旧ユニット名



環境農政局緑政部自然環境保全課

横浜市中区日本大通 1 丁目 231-8588 電話 045 (210) 1111 (代表)